

## 石垣市奨学金返還支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市への若者の移住定住を促進するとともに、医療、福祉等の分野における人材確保を図ることを目的に、奨学金の返還を行う者に対し、予算の範囲内において石垣市奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、石垣市補助金等交付規則（平成6年石垣市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）その他これらに準ずる教育施設として市長が認めるものをいう。
- (2) 奨学金 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
  - イ 地方公共団体、大学、民間企業その他奨学金貸与機関が貸与する奨学金
  - ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する福祉資金貸付金（修学資金又は就学支度資金に限る。）
  - エ その他市長が認める奨学金
- (3) 就業 人事異動（転勤）、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、市内の事業所等における新規の就業又は自営業（農林水産業を含む。）をいう。
- (4) 転入 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に定めるものをいう。
- (5) Uターン者 市内に所在する小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に在籍していた者であって、過去に継続して1年以上、本市に住民登録を有し、その後本市から転出し、再び本市に転入した者をいう。
- (6) 看護師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条に規定する看護師の資格を有する者をいう（保健師及び助産師を含む。）。
- (7) 介護福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士をいう。
- (8) 社会福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法第2条第1項に規定する社会福祉士をいう。
- (9) 介護支援専門員 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。
- (10) 准看護師 保健師助産師看護師法第6条に規定する准看護師の資格を有する者をいう。
- (11) 医療機関等 市内に所在する次に掲げる施設をいう。
  - ア 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する医療提供施設
  - イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉施設
  - ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園
  - エ その他市長が認める施設等
- (12) 介護保険施設 介護保険法に規定する介護保険施設をいう。
- (13) 公務員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する職員をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時において、次のいずれかに該当すること。
  - ア Uターン者であって、市内の事業者等において継続して就業し、令和8年3月1日以降に本市に転入し、かつ、転入の日から1年を経過しない者
  - イ 看護師の資格を有し、当該資格に係る業務等を主として市内の医療機関等において継続して就業し、本市に転入した日から1年を経過しない者
  - ウ 介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、看護師又は准看護師のいずれかの資格を有し、当該資格に係る業務を主として市内の介護保険施設において継続して就業し、本市に転入した日から1年を経過しない者
  - エ 第5条に規定する補助対象期間にある者
- (2) 本市に住民登録を有し、現に居住している者
- (3) 本市に5年以上継続して居住する意思を有する者
- (4) 初回交付申請日の属する年度の末日(3月31日)において満30歳以下である者
- (5) 大学等の在学中に奨学金を借り入れ、交付申請日の属する年度において、当該奨学金を返還中又は返還予定である者
- (6) 公務員でない者
- (7) 石垣市Uターン支援事業移住支援金の支給を受けていない者
- (8) 市税等の滞納をしていない者
- (9) 石垣市暴力団排除条例(平成23年石垣市条例第18号)第2条に規定する暴力団員又は反社会的勢力でない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、交付申請日の属する年度において補助対象者が返還した奨学金(利息及び繰上返還分を含む。)の額とする。ただし、奨学金の返還について他の制度又は事業者等から補助、手当等を受けた又は受ける場合は、その額を控除した額とする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、最初に本補助金の交付申請を行った年度において実際に奨学金を返還した月から起算して36月を上限とする。ただし、市内で就業している期間における返還分に限り、補助対象とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費の額を上限とする。ただし、1会計年度における補助金の額は、1万円に補助金の交付を受けようとする会計年度の補助対象期間の月数を乗じて得た額を限度とする。

- 2 前項の場合において、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 3 補助対象期間中に補助対象者の要件を喪失した者が、再び交付申請を行う場合であっても、補助対象期間は、通算して36月を超えることはできない。
- 4 補助金の交付は、会計年度ごとに行うものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、石垣市奨学金返還支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請をしなければならない。

- (1) 奨学金の借入金額及び返還計画が確認できる書類
- (2) 大学等を卒業又は在学していたことを証する書類(初回申請時のみ)
- (3) 本市での居住期間が分かる戸籍の附票等(Uターン者初回申請時のみ)

- (4) 資格の取得を確認できる書類（有資格者初回申請時のみ）
- (5) 雇用証明書(様式第2号)
- (6) 住民票（住民異動日が分かるもの）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請は、年度ごとに行うものとする。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否について、石垣市奨学金返還支援事業補助金(変更)交付・不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

（概算払請求）

第9条 補助対象者は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、石垣市奨学金返還支援事業補助金概算払請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による概算払請求書の提出があった場合において、概算払をすることが適当であると認めたときは、補助金の一部(補助対象経費の支払を証する書類により支払実績が確認できる額)を概算払いするものとする。

（実績報告及び補助金の交付請求）

第10条 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助対象経費の支払が完了したときは、石垣市奨学金返還支援事業補助金実績報告書兼請求書(様式第5号)に、補助対象経費の支払を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、石垣市奨学金返還支援事業補助金確定通知書(様式第6号)により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（変更申請）

第12条 第8条の規定による補助金の交付を受けた者は、第7条に規定する申請の内容に変更があったときは、石垣市奨学金返還支援事業補助金変更交付申請書(様式第7号)に当該変更に係る資料を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

（変更の決定）

第13条 市長は前条の申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の変更の可否について、石垣市奨学金返還支援事業補助金(変更)交付・不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し又は返還）

第14条 市長は、第8条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を求めることができる。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助対象者の要件を満たしていないことが判明した場合
- (3) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認める場合

（報告）

第15条 市長は、補助金交付対象者に対し、必要な報告を求めることができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。